

缶詰およびびん詰め製品の賞味期限表示に関する ガイドライン発行について

－ 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 －

技 発 第 369 号

2018 年 12 月 14 日

正会員・賛助会員 各位

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会



缶詰およびびん詰め製品の賞味期限表示に関するガイドライン発行について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の運営に際し多大なご助力を賜りますこと厚くお礼申し上げます。

さて缶詰の賞味期限表示に関して、本会では平成 7 年に期限表示が製造年月日から賞味期限に移行した際に表示方法等の参考にすべく「日付表示改正に伴う諸事項のご案内」（平成 7 年 3 月 14 日付）を発行いたしました。

その後、20 年以上が経過し印字装置の進歩やエンボス方式による表示方法の廃止など表示方法等が大きく変化しました。また近年我が国ではまだ食べられる食品を廃棄する食品ロスの問題が大きく取り上げられています。食品ロスは食品関連業者がほぼ半数を排出していると言われ、廃棄コストの増大や環境面への悪影響などあり、削減が急務となっています。この食品ロス削減への取り組みの一つに賞味期限表示を年月化することにより製造、流通および販売における製品管理の効率化が望めることから、今回ガイドラインを改定することといたしました。

本ガイドラインは業界内で表示方法等の統一化を図るものではなく、会員企業が表示する際の参考として作成したもので、各社の製品の特性等を考慮し年月表示もしくは年月日表示のいずれかを選択してください。別添の「国産食料缶詰およびびん詰の賞味期間参考事例」については本会もしくは会員企業等が実施した保存試験等の結果から妥当と考えられる期間を示したもので、この期間より長い賞味期間もしくは参考事例に記載のない品目については科学的根拠に基づき自由に設定してください。また年月表示をする場合において参考事例に示された賞味期間を 1 ヶ月延長しても差し支えないこととしていますが、これは缶詰等賞味期間が年単位の製品において製造した月と賞味期限となる月を同一とするためのものです。

会員各社におかれましては缶詰およびびん詰め製品の賞味期限表示の際の参考としていただければ幸いです。なお本ガイドラインの発行に伴い「日付表示改正に伴う諸事項のご案内」（平成 7 年 3 月 14 日付）は廃止することを申し添えます。

敬具

缶詰およびびん詰製品の賞味期限表示に関するガイドライン

2018 年 12 月 14 日制定

公益社団法人

日本缶詰びん詰レトルト食品協会

缶詰およびびん詰製品に賞味期限表示を行う場合は、以下のいずれかの方法により行ってください。賞味期限は年月での表示が望ましいですが、製品の特性上、年月日での表示でも差し支えありません。

1. 日付の表示方法

1) 年月で表示する場合

以下の例（賞味期限が 2021 年 8 月の場合）を参考に表示してください。

表示例 「2021 年 8 月」、「2021. 8」、「2021. 08」

「21 年 8 月」、「21. 8」、「21. 08」

＊ 年号に和暦はできるだけ使用しないでください。

＊ 「.」を省略した略号表示は使用できません。

＊ 食品衛生上の観点からロット番号を付記してください。

2) 年月日で表示する場合

以下の例（賞味期限が 2021 年 8 月 1 日の場合）を参考に表示してください。

表示例 「2021 年 8 月 1 日」、「2021. 8. 1」、「2021. 08. 01」

「21 年 8 月 1 日」、「21. 8. 1」、「21. 08. 01」、「210801」

＊ 年号に和暦はできるだけ使用しないでください。

＊ ロット番号等を付与する場合は「.」を省略した略号表示は使用できません。

2. 賞味期間の設定

別紙「国産食料缶詰およびびん詰の賞味期間参考事例」を参考に製品ごとに適切な賞味期間を設定してください。なお賞味期限を年月で表示する場合に限り別紙に示された期間を 1 ヶ月延長しても差し支えありません。

3. ロット記号について

ロット記号は、後日当該製品の使用原材料、製造管理記録等が容易に追跡できるように、以下の方法を参考に付与してください。

1) 区分単位

- ・ 製造日
- ・ 特定の製造工程を通過した時刻
- ・ その他、食品衛生上危害原因となる原材料・工程等が判別できる条件区分

2) 数字、アルファベット、記号もしくはそれらの組合せにより表示してください。表示に際しては当該記号がロット記号である旨の説明表示は不要ですが、製造所固有記号、品名記号、固形サイズ等、他の記号と混同されないよう注意してください。

国産食料缶詰およびびん詰の賞味期間参考事例

下記の事例は、本会でまとめた代表的な缶詰およびびん詰の賞味期間の参考事例となります。必ずしもこの賞味期間に従う必要はありません。また、事例のない品目については各社で理化学試験、官能検査等を行い、科学的根拠に基づいて賞味期間を設定してください。

<水産物>

品目	賞味期間 (月)
かに	3 6
さば	3 6
いわし	3 6
まぐろ・かつお	3 6
あさり	3 6
ほたて貝柱	3 6
さけ	3 6
さけ (びん詰)	1 2
たらこ (びん詰)	1 2
さけ中骨	3 6
かき	3 6
さんま	3 6
あか貝	3 6
いか	3 6
くじら	3 6
でんぶ	2 4
のり佃煮 (びん詰)	2 4
まぐろ佃煮 (びん詰)	1 2

<農産物>

品目	賞味期間 (月)
もも	3 6
みかん	3 6
パイナップル	3 6
なつみかん	3 6
洋なし	3 6
ぶどう	3 6
さくらんぼ	3 6
りんご	3 6
混合果実	3 6
くり	3 6
フルーツみつ豆	2 4
杏仁フルーツ	2 4
グリーンピース	3 6
スイートコーン (ホール)	3 6
スイートコーン (クリーム)	3 6
アスパラガス	3 6
たけのこ	3 6
マッシュルーム	3 6
ぎんなん	3 6
ふき	3 6
大豆	3 6
根菜類 (ごぼう、にんじん、さといも)	3 6
れんこん	3 6
混合野菜	3 6
あん	3 6
ゆであずき	3 6
福神漬	3 6
福神漬 (びん詰)	1 8
きゅうりピクルス	2 4
ザーサイ (びん詰)	1 8
メンマ (びん詰)	1 8

<畜産物>

品目	賞味期間 (月)
食肉 (牛肉、馬肉、豚肉等)	3 6
鶏肉	3 6
やきとり	3 6
ソーセージ類	3 6
コンビーフ	3 6
ランチョンミート	3 6
うずら卵	3 6
鶏そぼろ (びん詰)	1 2

<その他>

品目	賞味期間 (月)
食肉野菜煮	3 6
カレー	3 6
シチュー	3 6
スープ類	3 6
ソース類	3 6
米飯類	3 6
水ようかん	2 4
おでん	3 6
めんつゆ	1 8
めんつゆ (びん詰)	1 8

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する 法律に基づく「食品等流通調査」について

－ 農林水産省 －

農林水産省では、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（食品等流通調査）を行います。

1. 通報調査

農林水産省に関係事業者の皆様からの食品等の取引関係についての相談ダイヤルと相談サイトを開設し、相談内容に応じて調査を行います。

＜相談ダイヤル＞

TEL:03-3502-5744（食品等流通調査担当）

受付時間：9 時 30 分～17 時 15 分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

＜相談サイト＞

URL：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/sodan_uketsuke.html

2. テーマ調査

食品等の取引に関して課題となっているテーマについて調査を行います。具体的なテーマの内容については、通報内容等を踏まえ、今後定めます。

3. その他

本調査の結果に基づき、食品等流通事業者等に対する指導・助言等必要な措置を講じます。また、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対しその事実を通知します。

【参考】

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（抜粋）

（食品等流通調査）

第 27 条農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品などの取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

（食品等流通調査に基づく措置）

第 28 条農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（公正取引委員会への通知）

第 29 条農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

食品等流通調査(通報調査)の相談受付サイト

相談者の皆様へ

提供いただいた個人・事業者・取引情報は、本調査の目的以外には一切使用しません。

なお、本調査以外の他法令に基づく措置が必要な場合には、他の担当部局への情報提供の可否などについて改めて確認させていただきます。

相談の受付に当たっては、相談者・相手事業者の氏名、所属、連絡先、相談対象となる取引の概要、相手先との取引関係についての情報提供をお願いします。

個々の相談の取扱い(調査着手の判断、進捗、結果、措置等)については、原則お答えしないこととしておりますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

食品等流通調査(通報調査)相談受付サイト 入力フォーマット

このページで入力された情報は、SSL と呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。

入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角 1 文字になっている単位・記号などの機種依存文字[別ウィンドウで開きます]はお使いいただけません。

意見内容は、2000 文字以内で入力してください。

1. 相談者の連絡先(農林水産省から連絡差し上げて良い連絡先)
1-1. 事業者等名(ふりがな)を記入してください。(必須)
1-2. 相談者のお名前(ふりがな)を記入してください。(必須)
1-3. 相談者の所属・役職を記入してください。
1-4. 連絡差し上げて良い電話番号を記入してください。(必須)
1-5. 連絡差し上げて良い電子メールアドレスを記入してください。
1-6. 相談者の事業所等の所在地を記入してください。
1-7. 相談情報の相手企業への開示の可否を選択してください。(必須)
☐ 開示は可 ☐ 開示は不可
1-8. その他、提供いただける情報がございましたら記入してください。
2. 取引の相手方の事業者又は事業者団体
2-1. 事業者又は事業者団体名(ふりがな)を記入してください。(必須)
2-2. 実際に取引している事業所を選択してください。

☐ 本社 ☐ 支店(支所) ☐ 営業所 ☐ その他
2-2-1. 2-2 で「その他」を選択された方は具体的に記入してください。
2-3. 相談者との関係を選択してください。
☐ 親企業 ☐ 取引先 ☐ 競合他社 ☐ その他
2-3-1. 2-3 で「その他」を選択された方は具体的に記入してください。
3. 行為の具体的な内容
3-1. 相談の内容を具体的に記入してください。 ※①いつ(行為の日時)、②どこで(行為の場所)、③だれが(行為主体者、直接関係者)、④だれと共に(共同行為者)、⑤だれに対して(行為による被害者)、⑥いかなる方法で、⑦何をしたか、⑧それはなぜか等について記入してください。
3-2. 関連法に違反していると思われる場合、該当すると思う項目をそれぞれ選択してください(複数選択可)。
【独占禁止法の遵守事項】
☐ 発注書面の交付 ☐ 書類の作成・保存 ☐ 支払い期日を定める ☐ 下請代金の支払い遅延が生じた場合の利息の支払い ☐ わからない
【下請法の禁止事項】
☐ 受取拒否の禁止 ☐ 下請代金の支払い遅延の禁止 ☐ 下請代金の減額の禁止 ☐ 返品禁止 ☐ 買いたたきの禁止 ☐ 購入・利用強制の禁止 ☐ 報復措置の禁止 ☐ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 ☐ 割引困難な手形の交付の禁止 ☐ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 ☐ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 ☐ わからない
3-3. 証明する資料(書面、写真、映像、音声録音等を含む)の提供の有無を選択してください。
☐ 資料提供あり ☐ 資料提供なし
3-3-1. 3-3 で「資料提供あり」を選択された方は提供可能な資料を選択してください(複数選択可)。
☐ 書面 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ 音声記録 ☐ その他
3-3-2. 3-3-1 で「その他」を選択された方は具体的に記入してください。

送信信確認

リセット

お問合せ先

食料産業局食品流通課

担当者：食品等流通調査担当

代表：03-3502-8111（内線 4152）ダイヤルイン：03-3502-5744 FAX 番号：03-3502-0614

第6回「食品産業もったいない大賞」 表彰式及び事例発表会開催

－ 公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 －

1月29日（火）に千代田区立内幸町ホールにおいて「食品産業もったいない大賞」の表彰式及び事例発表会を開催しました。

当表彰は、食品産業の持続可能な発展に向け、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・再生利用」、「教育・普及（消費者に最も身近な食品を通じてこれらの啓発を促す。）」等の観点から、顕著な実績を挙げている食品関連事業者並びに食品産業によるこうした取組を促進・支援している企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰するとともに、取組内容を広く周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

東日本大震災を契機に見直されている「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力となると考え、これを大賞の冠名としています。

今年度は、全国から企業や団体、学校など32点の応募がありました。

いずれも、「もったいない大賞」の理念にふさわしい優れた内容でしたが、先進性・独自性、地域性、継続性、経済性、波及性・普及性、地域温暖化防止・省エネルギー効果等の観点から審議を重ねた結果、農林水産大臣賞1点、農林水産省食料産業局長賞3点、食品産業もったいない大賞審査委員会委員長賞6点、合計10点を選定致しました。

賞名	受賞者名	所在地
農林水産大臣賞	特定非営利活動法人 伊万里はちがめブラン	佐賀県伊万里市
農林水産省食料産業局長賞	(株) グリーンメッセージ/キューピー (株) (連名)	神奈川県大和市/東京都千代田区
	(株) ハローズ	広島県福山市
	(株) 平井料理システム	香川県高松市
食品産業もったいない大賞 審査委員会審査委員長賞	(株) セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区
	住友バークライト (株)	東京都品川区
	(株) ハチパン	石川県金沢市
	大阪府立農芸高等学校	大阪府堺市
	(株) DINS 堺 バイオエタノール事業所	大阪府堺市
	鹿児島県立鶴翔高等学校	鹿児島県阿久根市

取組内容等の例

- | | |
|--|---|
| <p>◆エネルギーの効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーハウス・設備による栽培 木質バイオマス・水力・地熱等、地域の未利用エネルギーの活用 廃熱、余熱の活用 熱源の見直しによるCO2削減 等 <p>◆余剰製品・商品の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量・受注量の管理見直しによる廃棄ロス等の削減 規格外品の削減 等 <p>◆照明・空調等</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率化機器の導入によるエネルギー消費の削減 電力の見える化による削減 断熱性の向上 ヒートポンプ等による省エネ 広告塔などの照明点灯時間の工夫 等 <p>◆食品の消費と有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 賞味期限・消費期限の見直し（ロングライフ化商品の開発） 余剰食品の活用（フードバンク等の活用による福祉施設等への寄付） 賞味期限、消費期限後の食品の活用（肥料・飼料化等） 災害備蓄品の二次活用 等 <p>◆原材料などの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄原材料の二次的利活用 生産段階で発生する規格外品の活用 歩留まり向上、改善 等 | <p>◆利水・排水関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 工程の見直し、再利用等により水使用量の削減 排水の水質改善による環境への負荷の低減 等 <p>◆容器包装・梱包材等</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装の最新技術活用による鮮度維持・賞味期限の延長 容器・梱包材の見直しによる運送効率の改善 通い容器等の積極的利用による容器包装・梱包資材の削減 等 <p>◆配送・物流関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同配送によるコストの削減 鉄道・船舶等の大量輸送によるコストの削減 最短ルートを選択による効率的な輸配送 一貫バレーチェーンによる輸配送の効率化 等 <p>◆啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食育」や「もったいない」の普及 外食・中食産業における食べきり、食べ残し対策 等 <p>◆循環型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 商慣習の見直しによる食品ロスの削減 食品リサイクルループの構築 食品廃棄物等の再生利用（飼料化・肥料化・メタン化）等 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル・省エネ等を推進するための組織体制、仕組み作り 活動価値の創造（新製品の開発・新しい社会的仕組み作り等）による循環負荷の低減 等 |
|--|---|



このうち、農林水産大臣賞の受賞者の取組みについて、ご紹介します。



受賞者名	特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン（佐賀県伊万里市）
応募名称	「生ごみを宝に！」食資源循環による地球温暖化防止の推進を目指して



目的	飲食店を営んでいる理事長が、毎日大量に発生する生ごみを税金を使って焼却処分するのは「もったいない」との思いから、飲食店仲間を集めて平成4年に「生ごみ資源化研究会」を立ち上げ、活動がスタートした。 生ごみの堆肥化と廃食油の燃料化を通して有機資源を地域内で循環させることは「まちづくりの一環」であるとの考えの下、平成9年に市民の参加と伊万里商工会議所の協力を得て「生ごみ堆肥化実行委員会」を結成し、その愛称を「伊万里はちがめプラン」とした。 さらに、伊万里市との協働事業となることを目指し、平成15年に特定非営利活動法人(NPO法人)の認定を受け、NPO法人として非営利事業活動を開始した。
取組内容	本事業は、生ごみ堆肥化と菜の花プロジェクトの2つに大きく分類ができる。 生ごみ堆肥化では、飲食店・スーパー・病院・保育園・給食センター・食品製造工場等の食品関連71事業所が有償で参加している。 本活動を支えているのが、市民300世帯が参加する「生ごみステーション活動」で、5～15世帯単位で生ごみを集める「生ごみステーション」を設けている。 専用のバケツに集められた生ごみを週3回の回収便で集め堆肥化を行う。1世帯6000円を年会費として徴集。事業所からは毎日生ごみを回収している。 回収した生ごみを約120日かけて堆肥化し、市内40の農家が有償で引き取り野菜や果物を生産している。最近では家庭菜園での利用も増加している。 伊万里はちがめプランでは農産物直売所も運営しており、堆肥で栽培した農産物の販売も行っている。参加している飲食店では優先してこれらの農産物を使用している。 菜の花プロジェクトでは、いまり菜の花の会とともに1年に2回イベントを開催し、秋の大会の参加者にはちがめ堆肥と菜の花の苗を配布している。できた種から菜種油を生産し、市民や飲食店に提供する。 使用後の廃食油は回収して廃食油ディーゼル燃料(BDF)に精製し、車輛の燃料に利用している。
効果	伊万里市の生ごみの15%に当たる年間500tを分別回収し、250tの良質な有機堆肥を生産している。行政経費に換算すると、焼却費1500万円の節約になる。 CO2削減量は約1000tに達する。本活動は小学校の環境教育としても取り上げられており、15年間継続して市内4校の3～4年生約300人が毎年見学に訪れている。 また、佐賀大学も地域貢献事業「はちがめエココミネット」でサテライト教室を大学施設内に設置し、本活動を支援している。
今後の展開	市民及び事業所からの会費と伊万里市からの補助金、堆肥の売上で経費を賄っているが、役員の人件費までは十分に賄う事ができない。 次の世代に引き継ぐために、はちがめ堆肥を使用する有機栽培ファームを立ち上げ、農産物の販売収益を拡大させることを計画している。地域通貨「ハッチー」も発行しており、地域経済の循環を更に拡大させようとしている。
評価	本活動は問題解決を行政に頼ることなく、活動に賛同する市民及び地元企業等が自ら費用を負担した上で食資源循環ネットワークを形成し、独自の工夫を加えつつ、自立した活動を長期に渡り継続し、地球温暖化防止及び行政コストの削減等に寄与している点が高く評価できる。

OFSI 2019 2月号 No.278 より転載

働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

－ 関係省庁 －

基 発 0228 第 3 号
雇 均 発 0228 第 5 号
30 食 産 第 4777 号
20190227 中 庁 第 4 号
平成 31 年 2 月 28 日

事業主団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



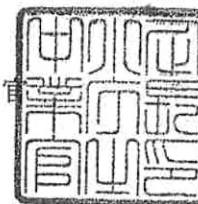
厚生労働省雇用環境・均等局長



農林水産省食料産業局長



経済産業省中小企業庁長官



働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「働き方改革関連法」という。）については、昨年 7 月 6 日に公布されたところであり、平成 31 年 4 月 1 日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年 5 日の年次有給休暇の確実な取得をはじめとして、各改正事項が順次施行されるところです。

商取引をめぐるのは、「親事業者の業務平準化のため、発注数量が予定より大幅に増えても納期（生産計画）を変えてくれず、残業等のしわ寄せが発生している。」や「親事業者の働き方改革実施により年末年始に発注が集中したため、三が日も操業した。」等の声が寄せられています。今後、大企業に時間外労働の

上限規制が適用されると、発注者である企業が上限規制を遵守することのしわ寄せとして、さらに中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されるところです。

このため、厚生労働省及び中小企業庁では、中小企業の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会を含む関係行政機関との連携を図り、その指導強化を図っています。

また、平成30年12月には下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準を改正（平成30年経済産業省告示第258号）し、親事業者に対して、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどを求める規定を新設し、努力義務として周知を図っているところです。

さらに、働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となりましたが、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、社会全体として長時間労働につながる取引が生じないよう配慮することが必要となっています。

つきましては、貴殿におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のリーフレットの配布、広報誌への掲載等による傘下企業（団体）等への働きかけをはじめ、短納期発注など長時間労働につながる取引が生じないよう御協力をいただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

働き方改革に関する下請等中小企業の生の声※

～ 発注側企業の4つの留意事項 ～



※中小企業庁にて働き方改革に関連して実施したアンケート調査・ヒアリング調査からの抜粋

(1)受注量の急増 ⇒【留意事項①】受注企業にも配慮した生産計画を！！

- 親事業者の業務平準化のため、発注数量が予定より大幅に増えても納期（生産計画）を変えてくれず、残業等のしわ寄せが発生している。（自動車産業）
- 親事業者の残業時間の制限により、親事業者内で処理できない仕事が増え、当社に回ってくる。今後、中小企業でも時間外規制が導入された場合、このような仕事をどこが対応するのだろうか。（自動車産業）

(2)繁忙期対応 ⇒【留意事項②】発注の平準化を！！

- 国は公共事業を平準化を推進していると言うが、実際の地方公共団体の発注は年度後半に偏るため、同時期が繁忙期となる。地方自治体による発注の平準化が必要。（土木・建築サービス業）
- 親事業者の働き方改革実施により年末年始に発注が集中したため、三が日も操業した。今春の10連休の対応が心配である。（印刷産業）

(3)納期対応 ⇒【留意事項③】納期、納入頻度の適正化を！！

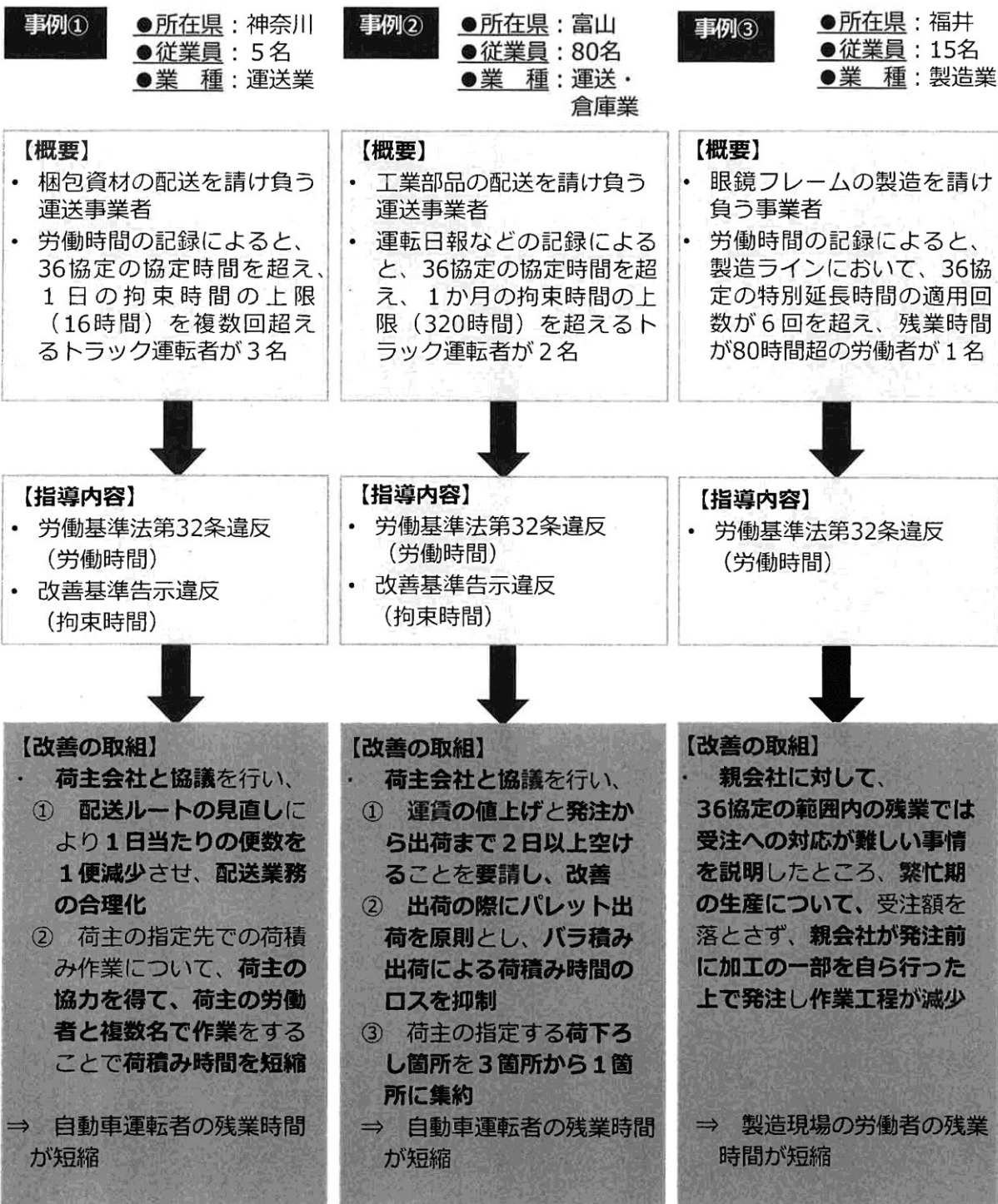
- 小売業の「売り切れ＝損失＝メーカーの責任」という考え方が強く、即時対応が常態化。（食料品製造業）
- 取引先の大企業の時短対応のため、丸投げが増えた。建設業は、工程遅れを下請が取り戻す構造。元請は休むが下請は責任施工と言われ、やることが増えた。（建設業）
- 親事業者側の勤務時間管理の厳格化のため、始業時間までに各現場への納入が求められる。自社の社員の負担が大きくなり苦慮している。（建材・住宅設備産業）
- 4回～8回／日の多頻度小口配送が常態化している。そのため、納入先の近くに倉庫を賃借するなどの対応が必要でコストが掛かりすぎる。（道路貨物運送業）

(4)費用負担の押し付け ⇒【留意事項④】適正なコスト負担を！！

- 大手企業が在庫を持たないため、数量がある程度決まってから発注。発注後は早期の納品を迫られる。また予測と異なり、販売数量が少なかった場合は自社の在庫負担となる。（食料品製造業）
- 親事業者が行うべき納品・検収システムの入力作業を押し付けられることになった。（自動車産業）
- 現場まで運送をしても工事延期がある場合は、荷物を持ち帰らなければならないうえ、費用もみてもらえない。（道路貨物運送業）

労働基準監督署で把握した 働き方改革を阻害する取引環境の改善事例

労働基準監督署の監督指導を契機に取引環境の改善を行った事業者を紹介します。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

事業主の皆様へ

**長時間労働につながる取引慣行を
見直しましょう！！**

ダメ！短納期発注！！

**労働時間等設定改善法が改正され、
他の事業主との取引において、長時間労働に
つながる短納期発注や発注内容の頻繁な
変更を行わないよう配慮する必要があります。**

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、
次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を
図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の
短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法
の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

（事業主等の責務）

第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

3 （略）

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

（2019年1月）

商品情報授受効率化の新たな幕開け

～「品質系情報サービス」のリリースにあたって～

新春対談企画
JII 西田社長
ファイネット 小原専務

－ 株式会社ファイネット －

FDBの新たなステップ、品質系情報サービスがスタート。

商品情報授受効率化の

新たな第一歩に向けて・・・

小原：本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。本誌“FINE FINET”の新春対談企画と題しまして、これから展開される「品質系情報サービス」を起点とした商品情報授受の効率化について、JII西田社長に詳しいお話を伺いたいと思います。

さて、昨年11月1日にFDBメーカー説明会が開催されました。手応えはいかがでしたでしょうか？

西田：FDBメーカー説明会では、さらなる商品情報授受の効率化に向け、「品質系情報サービス」を起点とした今後の取組みについて、FDBメーカーの営業部門および品質保証部門のトップ層の方々を中心にご提案をさせていただきました。これまで、FDBの登録作業に携わっているご担当者には、4、5社単位で説明の場を設け、いち早く「品質系情報サービス」の詳細について、説明をさせていただきましたが、品質系情報の重要性を踏まえ、メーカーには会社組織一体となって取り組んでいただく必要がありますので、改めて、このような会を開催させていただきました。当日は多くのメーカーにご出席いただくとともに、JIIの運営に参画いただいている卸各社の社長の方々にもご出席いただきました。私どもの思いをトップ層の方々にご確認いただけたと思います。私どもといたしましても、身の引き締まる思いでございます。

「品質系情報サービス」の

立上げにあたって・・・

小原：振り返りますと、「品質系情報サービス」のリリースに辿りつくまでの3年間は、メーカー・卸の双方とコ

ミュニケーションを密にしながら、さまざまな検討を重ねて参りました。

西田：2016年4月にファイネットからFDBサービス事業を承継させていただくことになり、事前に小原専務とともにファイネットの株主メーカーにご挨拶に伺いました。どのメーカーからも、販売先の商品規格書対応にお困りになっていて、FDBでどうか解決できないかという強いご要望を頂戴しました。

JIIが設立当初より運営しているInforexは、毎日、FDBからデータ連携を行っておりますが、商品マスタ管理や商品案内に必要な情報だけを連携対象としてきました。FDBではアレルギーや栄養成分など数多くの品質系情報登録が可能ですが、Inforexを活用している卸からは、現状のFDBの仕組みでは品質系情報の正確性が担保されないとの意見があり、連携対象としていなかった経緯があります。

とはいえ、JIIがメーカー／卸間における業界共有の商品データベースを背負っていくわけですから、これを機に、品質系情報授受の課題に対して本腰を入れて取り組むことを決断いたしました。メーカーからの強い要望があったことが大きなきっかけとなりましたが、JIIの運営母体となる卸各社も同じように商品規格書対応にお困りになっており、この課題を乗り越えることにより、メーカー・卸双方の効率化に大きく寄与できると考えました。

小原：FDBサービスの事業承継とほぼ同じタイミングで、ファイネットの株主メーカー11社とともに、品質系

株式会社ジャパン・インフォレックス

代表取締役社長 西田邦生様

1977年、国分株式会社入社。経営統括室部長、執行役員 経営統括本部長付部長、執行役員 審査法務部部長を歴任。
2011年、株式会社ジャパン・インフォレックス取締役副社長を経て、2012年より代表取締役社長就任。多摩大学大学院客員教授も務められ、後進の育成にもあたっている。

企業紹介

2006年、食品卸売業の商品情報DBセンターとして設立。商品情報DBシステム「Inforex データベース」やWeb検索型商品情報提供サービス「Inforex TREASURE」を提供している。2016年4月、ファイネットより「FDBサービス」を事業承継し、業界のさらなる標準化と合理化に寄与することを目指している。

ファイネットさんとの
協働でメーカーと
卸の連携が
構築できました。

企業単位ではなく
業界全体で
取り組むべき課題。

説明会には業界を
代表する方々が
一堂にしかも熱心
にご清聴いただき、
感謝感激です。



情報の授受における課題について検討を進めることになりました。

西田:2016年3月に「メーカー・JII間情報連絡会議」をスタートさせ、2018年9月に閉会するまで、3ヶ月ごとに延べ11回の会議を開催しました。この会議では品質系情報の取り扱い方を中心に議論をさせていただき、「品質系情報サービス」で扱う項目や機能を整理いたしました。JIIは卸が設立した会社であるが故に、メーカー実務担当者との接点が少なかったのですが、この会議を通じて幅広く話し合いができる関係を築けたことは、JIIにとって大きな財産になったと思います。また、ファイネットが事務局を務めていた「食の安心情報ネットワーク(※1)」に加盟する業務用卸やJIIの運営にご参画いただいている卸とも、同じような議論をさせていただき、利用者視点に立った機能を整理いたしました。

JIIが提供する

「品質系情報サービス」とは？

小原:本年4月に「品質系情報サービス」がスタートしますが、その内容についてお聞かせください。

西田:「品質系情報サービス」は、FDBに登録されたマスタ情報、品質系情報、画像情報のうち、「PITS標準項目(※2)」100項目に絞った情報を卸などデータ利用者に提供するサービスです。

CSVファイルによるデータ出力や「PITS標準フォーム(※3)」による規格書出力機能などがあります。メーカーについては、今まで通りFDBから商品情報を登録いただければ結構です。

安全安心な情報を
提供するために、
品質系情報は
不可欠。



株式会社ファイネット
代表取締役専務 小原 応孝



写真上
JIIによるFDB
メーカー説明会の模様
写真左:説明会での西田社長

先ほども触れましたが、このサービスの立上げにあたっては、メーカー・卸のニーズを確認してきました。登録者視点として、卸などによるデータ利用履歴を登録者にフィードバックする機能を設けたこと、利用者視点としては、システムチェックの強化(登録必須項目の範囲拡大)と更新された情報の伝達機能(版管理)を設けたことが最大のポイントです。

小原:今後は「品質系情報サービス」を起点に、業界全体で商品情報授受の効率化を目指すことになります。

西田:商品情報授受効率化の最終目標は、JIIの「品質系情報サービス」を起点として、大手企業のみならず、幅広くメーカー／卸間で商品情報の授受が行われることです。それにはまず、商品情報を充実させることが重要と考えております。特に品質系情報にあつては、情報の正確性と鮮度が肝になりますので、そのための登録および運用ルールを整理しました。

システム面と運用面の強化を図り、情報精度に対する意識の向上につなげ、結果的に商品情報の充実化とともに利用者拡大の好循環を生み出せればと思います。

メーカーと卸が連携して 「PITS標準項目」を推進する！

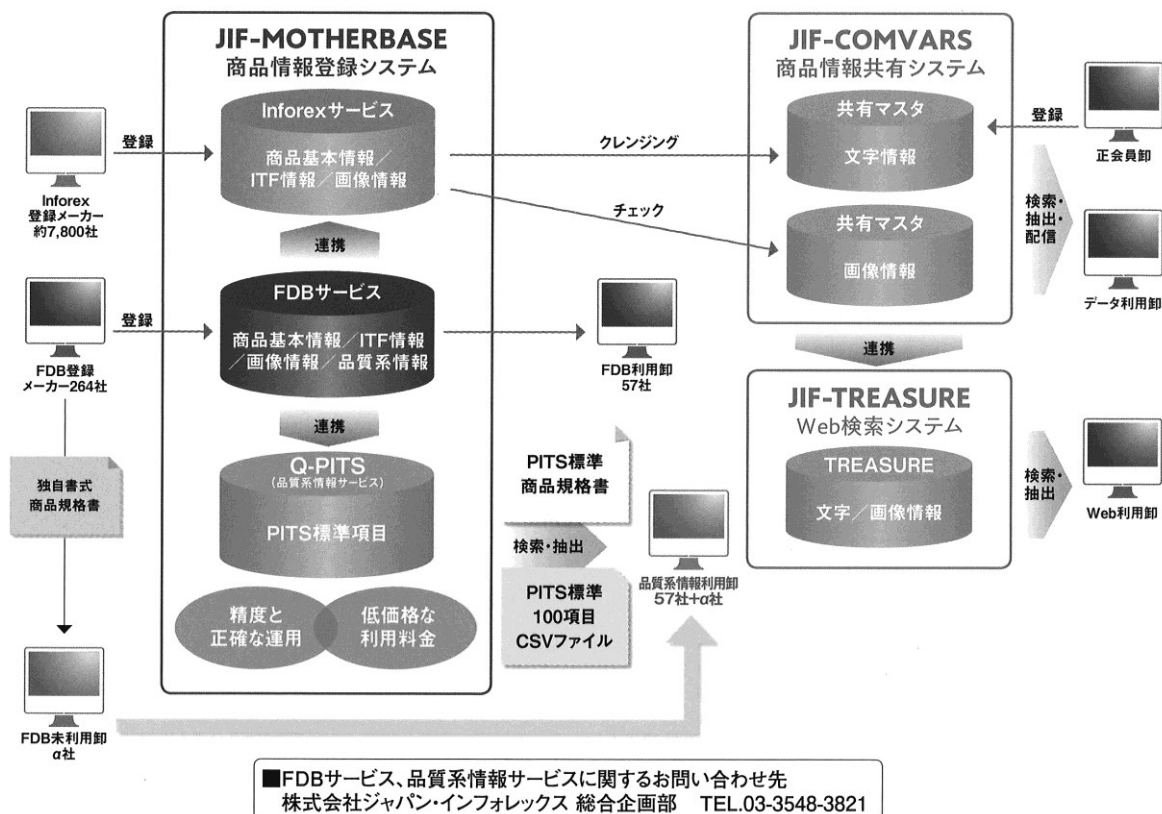
小原：外食業や小売業など品質系情報を必要とする企業では、その受渡し方法が多様多様になっています。

西田：JIIの「品質系情報サービス」は、「PITS標準項目」を幅広く浸透、活用いただくことを目指したもので

す。JIIは「PITS」の賛同企業として商品データベース事業者の立場で加盟しております。

現在、「PITS」ではメーカーから卸、卸から外食業や小売業に至るまで「PITS標準項目」をスムーズに伝達させるべく、製配販の企業のみならず、他のデータベース事業者もいっしょになって最適な情報流に向けた検討を行っています。一足飛びにはならないかもしれませんが

「FDBおよび品質系情報サービスの概要（2019年4月～）」



新サービスの特徴

- 品質系項目「PITS標準項目100項目」(標準項目第2版・アレルギー物質28種を1項目としています)に特化した情報提供サービスです。品質系情報利用ユーザーの視野を広げる為のサービスを開始します。
- 現在のFDBサービスに比べ、精度と正確な運用を備えた低価格なサービスを提供します。

構築のポイント

より正確で鮮度の高い情報流を目指して！

- ①登録情報責任者、商品情報担当、品質情報担当など、連絡窓口の確立
- ②登録ガイドの策定
- ③既存登録データの再確認(稼働前)
- ④登録データの定期的な再確認(稼働後)
- ⑤データ利用者のダウンロード履歴をメーカーにフィードバック
- ⑥登録されている情報の更新通知を利用者へ配信
- ⑦同一商品の更新履歴を保持

- (※1) 食の安心情報ネットワーク……業務分野における品質関連項目を主とする商品情報について、メーカー/卸/外食産業間の授受効率化を目的として、当業界内での標準形としてのFDB活用推進を図る業務利用6社(尾家産業(株)、(株)久世、高瀬物産(株)、(株)トーホー、服部コーヒーフーズ(株)、ユースシーフーズ(株))の活動
- PITS……商品情報授受標準化会議(Product Information Transfer Standard)の略称。商品に関する標準的な情報項目と授受方法の策定・普及を目的として、製配販31社、業界団体4社、データベース事業者など8社が参加する会議体。
- (※2) PITS標準項目……法令や食品流通の慣習などを考慮し、商品情報のうち標準となる項目とその定義を定めたもの。
→マスタ系情報+品質系情報から成る全100項目(※アレルギー物質28品目を1項目とする)
- (※3) PITS標準フォーム……PITS標準項目のうち、商品規格書として必要な64項目を反映させた商品規格書フォーム

PITSに関する詳細はこちら

<https://www.finet.co.jp/hyojyunka/pits.html>

が、このような動きと連動しながら、地道に「PITS標準項目」の利用範囲を拡大できればと思います。

「PITS標準項目」といえば、どのメーカーも提供し得る基本的な情報100項目に絞っているため、利用者からそれでは情報が足りないという声もあります。ただ、だからといって、むやみに項目数を増やしたのでは、標準化・効率化は進みません。製配販を代表した企業が検討を重ねて決定した「PITS標準項目」ですから、まずこの「PITS標準項目」から始めるということが大事だと思っています。活用を進めたうえで、皆様から情報が足りないという項目が出てくれば、チェンジリクエストという形で項目追加に対応できればと考えています。

小原:「PITS標準項目」を推進していくにあたり、登録するメーカーと利用する卸の連携が重要になりそうですね。

西田:まさにその通りです。「PITS標準項目」に準拠した商品情報の信頼性の維持・向上を図りながら、次なるステップとして利用範囲の拡大につなげていかなければなりません。メーカーから絶大なる協力を頂戴して

いるわけですから、それを原動力として、JIIの運営にご参画いただいている卸はもちろん、「PITS標準項目」の策定に携わっていただいた「食の安心情報ネットワーク」の業務用卸などと連携して、「PITS標準項目」の利用範囲拡大を目指していきたいです。今後、これらの卸とメーカーが一堂に会し、このような議論ができればと考えております。

小原:引き続き、当社もJIIとともに「PITS」事務局として、微力ながらも商品情報授受の標準化を支えて参りたいと思います。本日は熱き思いをお聞かせいただき、ありがとうございました。

FDBメーカー説明会：懇親会の模様



FDBメーカー説明会：ご講演、ご挨拶をされた各企業の皆様



①日本加工食品卸協会／國分会長 ②三菱食品／森山社長 ③日本アセス／佐々木社長 ④トーヨー／奥村取締役 ⑤味の素／竹内常務 ⑥インテージ／石塚社長 ⑦流通システム開発センター／森理事 ⑧加藤産業／加藤社長（乾杯ご発声） ⑨ニチレイフーズ／加藤執行役員（中締め）

| PITS標準項目に準拠してビルトアップ

